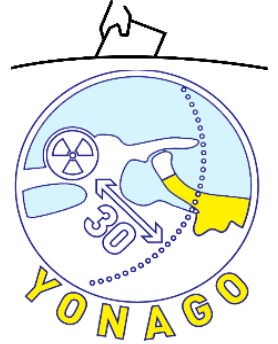


受任者のてびき

署名の前に必ずお読みください！

住民投票



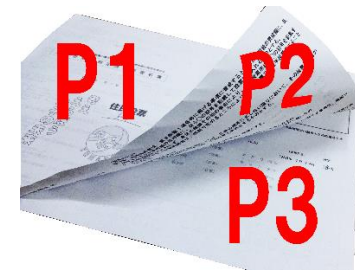
受任者とは、署名を集めることができる人です。

米子市の有権者(18歳以上)なら、受任者になることができます。

・ただし国家公務員や教育公務員、選挙管理委員会の委員や職員はなれません。

①署名簿を受け取ったら、まず委任状「**受任者**」の欄(p3の右)に

必要事項(氏名、住所、生年月日、性別)を記入してください。



島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例制定請求書署名収集委任状

②署名の開始 署名の書き方

- 署名簿に、受任者ご自身も署名を忘れずにしてください。
- 署名者**本人の直筆**です(印は不要となりました)。
- 署名簿は**コピーして使うことはできません**(代表者の自筆があるため)。
また、署名簿は切り離さないでください。
- 署名簿が**1枚で足りないとき、何枚でも追加できます**。下記事務局へお問い合わせください。

(受任者)	
氏名	米子 太郎
住所	米子市 旗ヶ崎 1丁目29-27
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 1958年 8月12日
性別	(男)・女

上記の者に対し、米子市条例制定請求者署名簿に米子市条例制定の請求のための署名を求め、ることを委任する。

・不明な点は、下の事務局まで問い合わせください。

■ 事務局：問合せ、署名簿請求・提出先

島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子

Tel 080-7896-3202 FAX 050-3385-5451

〈郵便振替〉記号 01310-0-110983 加入者：住民投票を実現する会・米子

とりぎん旗ヶ崎支店から東に20m のぼり旗が目印

〒683-0845 米子市旗ヶ崎 1丁目 29-27

mail jtohyou.y@gmail.com



▲HPはこちら

※重要 太枠内を本人の自筆で！

マンション・アパートの方は部屋番号まで

米子市条例制定請求者署名簿

有効 無効	番号	署名年月日	住所	氏名	生年月日	備考
		令和3年 11月20日	米子市 旗ヶ崎1丁目29-27	米子 太郎	明治・大正・昭和・平成・西暦 1958年 8月12日生	代筆者の住所・氏名・生年月日 米子市 旗ヶ崎1丁目29-27 氏名 米子 太郎 明治・大正・昭和・平成・西暦 1958年 8月12日生
		令和3年 11月21日	米子市 旗ヶ崎1丁目29-27	米子 花子	明治・大正・昭和・平成・西暦 1970年10月1日生	代筆者の住所・氏名・生年月日 米子市 旗ヶ崎1丁目29-27 氏名 米子 太郎 明治・大正・昭和・平成・西暦 1990年1月1日生
		令和3年 11月25日	米子市 旗ヶ崎1丁目 29-27 30-50	米子	明治・大正・昭和・平成・西暦 1980年 日生	代筆者の住所・氏名・生年月日 米子市 氏名 明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生

受任者本人の署名も
お忘れなく！

「同上」はダメ

11月19日から
12月19日の間
※署名欄の上
から古い日付

訂正は2重線を引き、書き直してください

12月1日までに18歳になる人の署名は有効



※代筆が認められる場合

- ・病気や障がい、高齢等で自筆ができない方の署名を代筆できます。
- ・受任者はすべての代筆ができません(無効になります)。受任者になっていない方が代筆できます。
- ・米子市の有権者が代筆できます。 ・代筆の際には、理由の記入は不要です。

③記入事項を確認する 重要です！

提出前に、以下の確認を必ずお願いします。

- 委任状の受任者欄に必要事項が記載されているか？
- 署名欄に必要事項がすべて記載され、住所の省略などないか？
- 家族の分を一人の方が書いていないか？(無効になります)

④ 随時、署名簿を提出する **12/19 必着**

- 予定している署名が集まったら、随時、署名簿を提出してください。(空欄があっても結構です)
- 提出の仕方は、次の方法で…。
 - ・届けた人または団体に提出する ・事務局まで届ける
 - ・お配りした封筒で郵送する ・署名スポット(HP 掲載)に届ける